

第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年3月3日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年3月17日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年3月17日 午後2時13分 閉会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	市民課長	岩下まゆみ
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	まちづくり課長	佐伯寛文
農業委員会事務局長	田口求	監査委員事務局長	小嶋穂壽美

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 提案理由の説明

日程第 2 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 3 承認第 5 号 専決処分の報告について

日程第 4 議案第 34 号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 35 号 阿蘇市農業委員会委員定数条例の制定について

日程第 6 議案第 36 号 阿蘇市農業委員会農地利用最適化推進委員定数条例の制定について

日程第 7 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農林水産物処理加工施設)

日程第 8 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設)

日程第 9 議案第 39 号 工事請負契約の締結について

日程第 10 同意第 1 号 阿蘇市監査委員の選任について

日程第 11 同意第 2 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 12 同意第 3 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 13 同意第 4 号 阿蘇市教育委員会委員の任命について

日程第 14 同意第 5 号 阿蘇市教育委員会委員の任命について

日程第 15 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

〔議長、緊急動議をお願いします。〕と呼ぶ者あり

○議長（藏原博敏君） はい、どうぞ。4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。緊急動議、申し訳ございません。

昨日の一般質問の進め方の中で、疑義に感じることがございましたので、速やかに議運を開き、一般質問の定義、約束ごと、確認事項の説明をお願いしたいと思います。

内容といたしましては、私は一般質問について、各議長さん、あるいは各先輩諸氏からいろいろご指導いただきまして、執行部をやり込めるのが一般質問ではないと。お互いに切磋琢磨していいものを創り上げていく意見の中身を深めるのが一般質問だということを学んできました。そういった中で、昨日の質問の中に、執行部に行くべき質問を建前として、一方的な見解で関係の可能性のある議員を誹謗中傷しているのではないかと聞こえるような部分がありました。そういった意味で、このままでは6月以降ですね、一般質問を盾に誹謗中傷合戦に成り兼ねませんので、一般質問とはどういうものかというのをもう一度確認していただきたいと思います。例えば、昨日の12億円の話がありました。私も関係しているチラシ、関係してないチラシがありますが、私が知っているチラシの中にも12億円というのがありましたので、それを各議員に確認しました。確認したところ、各議員は知らないという話でした。じゃ、誰が12億円という話を出したのかというのをつくった方に聞いたら、それは質問した方が12億円引かれて大変だ、大変だと言っていたということを知りました。その方は前から監査もされていて、財政の明るい方でありまして、いつも会うときには財政が大変だということを私たちに指導してくださった方でした。その方が自分で質問に立って、12億円とは何かという質問をされていました。そういったこともございますので、あまりにも誹謗中傷になるといけませんので、一般質問とはどういうものかというものを一度議運で確認して、一般質問を進めていただきたいと思います。そういう意味で、議運を開くかどうかの議決を、これからお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 議運の委員長、議長席までお願いします。

それでは、再開します。ただ今、4番、谷崎利浩君から緊急の動議が提案されました。動議に対して、賛成の方、いらっしゃいますか。

（賛成者挙手）

○議長（藏原博敏君） 賛成の方がおられますので、それでは議運を開催するか、しないかということで採決をいたします。このまま休憩に入って議運を開いたほうがいいという議員さんの起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（藏原博敏君） 起立少数です。従いまして、ただ今の谷崎利浩君の緊急動議は、否決されました。

なお、議運の委員長と協議しました結果、一つの課題として、次の機会に議運の中で話題にしたいということでご了解をいただきたいと思います。

途中からになりますか、日程第 1「一般質問」を行います。昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては、簡潔な質問を、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、一般質問は、毎回市民の関心の高い質問でもあり、傍聴の方々もたくさんおいでになります。傍聴席の皆様にも傍聴規定に基づきまして、私語、雑談等につきましては、ご遠慮をいただきますようご協力をお願い申し上げます。

これより、順次一般質問を許します。

12 番、田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 12 番、田中です。通告に従いまして、質問をいたします。

まず、一つ目の災害復旧の優先順位ということですけど、今回の市長選挙時に復興・復旧を掲げておられました。観光、阿蘇中岳になります、旅館等というのは温泉も入りますけど、あと農業、水田、国道 57 号、道路陥没、これは狩尾地区になりますけど、市長にお願いいたします。優先順位はですね、先ほど伺いましたら決められないということでしたけど、とりあえずお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。今の質問について、お答えをいたします。

それぞれ阿蘇山の観光といい、また旅館の宿泊といい、農地の回復といい、そして道路のあっちこっちの陥没、それを早く整備をすること。それぞれ優先すべき事項ではあると思っておりますけれども、この期間中によく話を聞きましたのが、国道 57 号の北側ルートの新しいルートは、それはもちろん早く通過できるようにしてほしいと。ちなみにこのことについては、国土交通省のほうから 2020 年のときには全線つながって、トンネルができあがるということで、すごくうれしく思いましたけれども、でもそれ以上に住民の皆さん方が、今、関係をするいろんな方々が思っておられることは、やっぱり人の流通と生活支援と救急医療もありますし、かつ子どもさんたちの通勤・通学等の問題もあり、J R の豊肥本線の早期復旧、それから国道 57 号、片側でもいいからとにかく早く復旧してほしい。そのことが、もう切なる気持ちを私も聞き、受け止め、その都度お願いを関係機関のほうにしておるところであります。道路が開通することによって、今までのいろんな悩みごととも相当解決すべきところもあると思いますので、あえて優先するとすれば、やっぱり道路の国道 57 号の早期片側の通行ということになるかと思っております。ほかにも農地の問題、いよいよもう作付けのときに来ましたし、農家にとっては一番大事なときですから、早く農地の復旧もしていかなければいけない。いろんな観光シーズンも入ってまいりますので、そのことも大事であると思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） ありがとうございます。市長が国道 57 号を一応取り上げられましたけど、あとは順不同で課長さん方をお願いしたいと思います。

まず、火口視察に入りましたけれども、火口近くでは火山灰が 40 cm ほど積もっておりました。建物は破壊されておりましたし、自然の恐ろしさと怖さを知り、以前の退避壕が古くなっているということで大丈夫ですかという質問をしたことがありましたが、今回無残な姿でした。復旧への道のりの遠さを感じたのですが、今の状況説明と今後の復旧の目途をお聞きます。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） お答えします。

今、駐車場エリアの火山灰除去が終わったところでございます。火口見学に最低限必要な準備といたしますが、やはりガス検知器ですね、あれの 6 基の整備と、それとそれを本体が直っております監視所の整備、それと機器類ですね、それと火の国橋、それらの復旧もあると思います。退避壕はですね、応急処置でどうにかやれるとして、そういったことが最低限必要になってくるかと思えます。安全柵も落ちていきますので、その辺もですね。それは環境省さんの部分が大分多いですので、それは要望活動をいたしまして早期の復旧をお願いしているところです。今月中でも調査に入ろうということでお話を伺っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 復旧・復興といっても、簡単にできるものではありませんし、我が家でもそうですけど、もう 1 年にやがてなりますけれども、家の復旧を、やはり一部損壊であろうと、半壊であろうと、なかなか思い通りになってないというのがそうですけど、市民の皆様はですね、急いで観光とか、阿蘇山が簡単にできるような感じで申し上げるのを聞くんですけども、自分の家を例えたらどうですかと私はちょっとオウム返しにやるんですけど、簡単に復旧はできないと思いますけど、まずは阿蘇山がメインになると思いますが、どんな感じですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 年間 100 万円を期待できるような施設でございます。観光地でございます。一応ですね、期間といたしましては、火山ガス検知器がやはり 5 箇月納品までかかるということ、それと設置に 1 カ月、合計 6 箇月ぐらい最低限かかるということだけでいただいております。でも、それでもどうにか急げませんかということをお願いしています。期間としては、それが大きな目安になってくるかと思えます。第一段階のですね。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） ガスのあれは 2 から 1 に下げられておりますけれども、私たちが視察に入ったときに、火口に上がっていく道路が大きい石とかがたくさん入っていて、入れる状態ではありませんでしたが、その後は、石の取り除きはできておりますか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） はい、しております。大きいものは、今業者さんをお願いしております。今、穴埋めに砂利を埋めてですね、最後にいろんなロープウェイさんとかの工事もありますので、最後に路面の補修をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） あくまでも予想ですけど、どれぐらいで火口まで行けそうなんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今申しましたように、ガス検知器が一番ですので、6箇月、5箇月ということで、それを目標と今いたしております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） わかりました。1日も早くというのはおこがましいんですけど、なるべく全国の皆さんがお待ちしていると思いますので、1日でも早くの復興を願っております。

以上で終わります。

続きまして、旅館と、これは温泉も入りますけど、現在は一部ではありますが、作業員さんの方と少々のお客さんが訪れているとのこと。温泉の復興は完了しておりますか。また、新聞等で旅行生など働きかけもあったようですが、内容は充実しておりましたか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 温泉施設でございます。グループ補助金の活用で、今、4件を残すのみになっております。13件が既に温泉が出ております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 旅行生が保護者とか先生方がちょっと、火口が、噴火があって危ないということで、修学旅行生を誘致するというので、それから話の内容はどうでしたかということだったんですけど。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 修学旅行生は、本当に0というぐらいに入ってきておりません。来年の予約もないと。3年ぐらいのスパんで、1回コースを変えられると3年ぐらいのスパんで戻ってこないと言われておりまして、それについては、もう一生懸命、今、誘致に向けて、関西・関東方面と営業をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） わかりました。本当にですね、修学旅行生がメインになっておりましたけど、なかなか、御嶽山のあれがありましたからですね、学校の先生も大丈夫ですよと言ってもなかなか踏ん切り、保護者が一番ネックになると思いますけど、少しずつ呼び掛けてですね、少しでも旅行生が入っていただくと活気づくかなと思います。よろしく願いしておきます。

続きまして、農業関係ですけど、農業は水田の陥没、液状化、亀裂などが入っており、目

途が立っておりません。今年は補助金もないということですが、どのような状況ですか。また、補助を拡大するのか、また別な方法で支援をされるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 失礼します。農地の災害復旧については、今、入札の段取りをしておりますもんですから、本格的には4月から工期としては12月までを工期として全体的には進めてまいりたいと思います。当然、去年は作付けできなかったところも多数あります。それについては、いろんな交付金の優遇措置がありまして、補償がありましたけれども、今年はないということで、やはり工事の中で植えられるところはまず植えていただいて、そしてその後、早めに収穫をしていただいて工事をするという部分と、あるいはもう全く植えられない部分については先に工事をして、それから先、イタリアン等を植えて交付金をいただく、そういうパターンでお願いしたいと思っています。これについては、やっぱり農家の理解を得なくてははいけませんもんですから、1月下旬に説明会をして、今の状況が大変厳しいというのを理解していただきました。先週から地域座談会で農政課も同席しまして、今の実状を話して、最終的にはやっぱり今年業者が決まった中で土地改良さんと地域が話し合いをして、どこからするか、お互いで協力しあって模索していただきたいと。そして、最終的に来年の営農にはきっちり間に合うんですよということが言えるように工事のほうは頑張っていきたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 面積補助が広い人は、お米でも何でも一部植えられたりすると思いますが、面積がない人はですね、米が食べられないということもありますけれども、補助が全くないということでしたけど、何かの方法で少しでも出せるということはどうですかね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 農家もそれぞれ、すべて被害に遭った方もおられると思います。そこら辺はやっぱり地域営農という組織が今それぞれありますので、その中で交換しながらお互いで助け合ってやっていきたい。要は今年はそのような形で乗り切っていただいて、来年から再出発で農家の方に営農していただくものと思っています。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 昔からですね、阿蘇は農業と観光と言われておりましたけど、こんなに冷え切った農業もありません。昔は、農政は花形でしたんですけど、今はですね、こういうふうな雑の中で動かされて大変な思いをしていると思いますけど、農家のためにもですね、頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

続きまして、さっき市長も言われましたけど、市民の皆様は国道57号ですね、本当にこれをもみんな早く開放してほしいというのが願いであります。地質の調査の結果次第だと思いますけども、どれぐらいでできますかというのは酷かもしれませんが、今はどのような状況でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

国道 57 号は、阿蘇市におきまして、地域振興や円滑な物流に欠かせない生命線と言える道路でございます。国土交通省が国道 57 号の災害復旧事業として進めております北側復旧ルートにつきましては、現在車帰地区の地盤改良工事を進めておりまして、さらに阿蘇市においては用地交渉はほぼ完了しております。国道 57 号からトンネルまでの区間につきましても、随時工事発注が現在行われている状況です。さらに、トンネル本体工事も先般新聞発表もあつておりましたが、3 月 10 日付けで 2 社に契約されておきまして、平成 32 年の 7 月完成を目指して工事が進められております。ただし、ルート全体の供用については、まだ用地の関係もあり、未定ということでございます。また、現道につきましては、阿蘇大橋地区の土砂崩落箇所の緊急砂防工事としまして、一応昨年未までに無人重機あたりを使いながら終了しております。年明けから有人調査に入っております。現在、早期復旧に向けて引き続き調査検討中でございます。設計に向けての中間取りまとめを現在実施しているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） あれだけの災害でしたので簡単にはいかないと思いますけど、片側でも通行ができるという予測はないですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） その件につきましては、今般の一般質問にあたりまして、再度国土交通省のほうにも確認をいたしました。先ほどお答えしたように、まだ調査中であり、取りまとめを実施しているということ以外には返事はいただけませんでした。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） わかりました。一刻も早くですね、やっぱり二重の峠を上がっていくということは、高齢者にとってはなかなかこう、雪はあまり降りませんでしたけど、何となく上がっていくというのに、ちょっと人間的な心理といいますかね、そういうのがありますので、国道 57 号というのを早くしていただきたいんですけど、これもなかなか難しいところではありますけど、1 日も早くできあがることをお願いしていただきたいと思っております。

次は、狩尾地区の県道の陥没についてですけど、市・県・国の調整ができたのでしょうか。陥没していた家の解体が始まっております。この先、どのような進行になり、家のこと、道のかさ上げはどれぐらいの月数がかかりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただ今のご質問でございます。狩尾地区、現在市道甲賀無田 2 号線につきましては、工事発注を済ませまして被災前の高さに戻すような計画で発注をいたしているところです。ここにつきましては、県道内牧停車場線の陥没もでございます。さらに、下水道の陥没、宅地の陥没と、複数に重なっておりますので、最終的には宅地の復旧計画に合わせた形の工事を進めていくということになると思います。関係者と協議の上、やっっていくこととなりますが、昨日言いました基金事業によります宅地耐震化推進事業あたりを宅地

のほうにも活用していただきながらですね、こういった形にもっていくかというのは今後の協議になっていくと思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 家がこのような状態の中で陥没したということは、本当にその家の方に対しては大変だったと思いましたが、本当に冬の間ですね、上側と下側でいつも待機されて、あの雪の中も、雨の中も、みんなそれを見てですね、早くどうにかならないかなということが市民の感情でした。一刻も早くですね、道が正常に戻って、それからその家の方もしっかりした家を建てられて、早くできあがることをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 何しろ道路等につきましては、公共土木施設災害復旧でできますが、宅地の被災という復旧の事業がございませんので、いろいろ要望を重ねながら考えておりましたが、最終的には県のほうが復興基金のほうで対応していただく、支援していただくという結論が出ました。一応新年度予算にも計上しておりますので、今後、そのあたり、地権者の方々とも協議をしながら復旧を早急に進めていきたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 本当にほっとしました。ありがとうございます。以上で終わります。

最後になりますけれども、地震により崩壊した河川の復旧状況についてですけれども、やがて1年になりますが、地震によって状況は大きく変わっております。水害を重点に置いてきた遊水池は亀裂が入って、河川の護岸の崩れが起り、万が一、梅雨の時期、平成24年度の雨が降っていたらと思うと怖くなっておりました。安心・安全は不幸中の幸いであったとほっとしたところです。まず、市の河川、何箇所、復旧率と県の河川、何箇所、復旧率がわかりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問にお答えいたします。

熊本地震及びその他の豪雨災害によりまして被災した河川はですね、市河川におきまして60箇所ございまして、発注済みを含め年度内に一応38箇所工事発注を計画しております。また、県河川につきましては、阿蘇市管内で90箇所の災害査定を受けておりまして、現在までに42箇所の工事発注が行われて、現在工事が進められているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） これで護岸工事も簡単にはできないということですね。半分ですけども、やがてまた何箇月がすれば梅雨に入りますけれども、本当に地震の怖さを思い知ったところですけども、また新しいメンバーも今度代わってきますので、切磋琢磨して一緒に頑張ってくださいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君の一般質問が終了しました。

続きまして、8番、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） おはようございます。8番議員、公明党、森元秀一です。通告に従いまして、質問いたします。

春の訪れは長きも終わり、火振り神事の行事も22日と決まりました。阿蘇も春の足音が聞こえてきました。熊本地震から11箇月、少しずつではありますが、以前の生活を取り戻してきたかのように思えます。しかし、農業、観光の実態は、まだまだ復旧・復興には課題を残しております。官公庁が3月3日に発表した2016年の宿泊統計調査によると、県内のホテルや旅館に泊まった外国人の延べ人数は前年比28.0%減の51万4,610人となり、全国ワーストの減少率でありました。日本人を含めた延べ人数は前年より増えており、九州7県では唯一の増、熊本地震で外国人観光客は減ったものの、復旧工事などに伴う宿泊需要が全体を押し上げたものと見られています。九州観光推進機構は、熊本地震で落ち込んだ観光産業を支援する割引旅行券、九州ふっこう割を利用した観光客数が昨年7月から12月の実績見込みで約271万9,000人だったとの発表がありました。目標の150万人を大幅に超え、約1.8倍の達成率でありました。各県によると、熊本は約81万4,000人で、大分の約95万人に次いで2番目に多かったとありました。本年2月1日から3月20日に実施されている阿蘇中部南部応援ツアー25%割引ツアー、2万人が対象が計画されており、まもなく終了ですが、その経過についてお尋ねいたします。

阿蘇市のふっこう割の効果、昨年と本年、本年は聞き取りで結構ですが、どれぐらいあったのかをご答弁願います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、昨年7月から12月まで6箇月間行われた九州ふっこう割のほうの阿蘇市の状況について説明します。まず、4月から6月まで、この制度が始まる前の宿泊数は、前年度比の26%でございました。これは、震災16日でしたけれども、4月15日までがものすごく入っていたということで、26%となっております。発災から5月までは、ほぼ0から10ということでしたけれども、4月から6月までとすると26%。それで、制度が始まりました7月からの6箇月間は53%までできております。従いまして、26%から53%まで回復したと。ただですね、これは昨年の半分ぐらいでございます。ただ、周りには100%戻ったと、黒川温泉とかですね、即戻ったということでございますので、これは非常に効果としては乏しかったということで、一応県を通して国あたりにもこのことは被災が大きかったところを救うはずの制度ではなかったのかということで要望活動をさせていただいております。そして、今、議員がおっしゃったとおりですね、今年の2月から3月に掛けての阿蘇中部応援ツアーに入ったということです。これ、今、旅館組合さんのほうにご依頼をしておりますけれども、出足は悪かったと。まだ正式な数字がちょっとできていないということで、確かに出足が悪かったそうです。周知不足もあったので、こちらのほうからもっと宣伝してくださいということも県のほうに申しました。宣伝もしてもらって、今ですね、どうにか土日ぐらいは入ってきて、だいぶ来ているということまでは組合のほうからご報告いただいております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 私のほうは、ふっこう割、一番最初はですね、やはり天草、向こうのほうで100%からそういった中で効果があったと。その後に私どもの公明党の復興会議の中で、もう一度追加でやってくださいということで、若干伸びてきたと聞いているけど、今、課長がおっしゃったように53%ぐらいだと。その後に、今年も何とか2月、3月やっていただきたいという形で国交省のほうにも言いまして、それが今回一つの中で25%できたんですが、その中でですね、やっぱり旅館組合、観光協会と、そういった県外の宿泊プランは結構そういった中でどういう、きちっと打ち合わせはできたんですかね。プランですね。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） この2月、3月の応援のツアーについてのプランということですか。これはですね、旅行会社さんがつくるメニューということなので、旅行会社さんが宿泊施設を選んでツアーをつくっていくんですよ。だから各々の営業にもよると思います。それと、私も小さな旅館あたりが、それじゃちょっと厳しいんじゃないかということ懸念いたしました。そのことも要望しましたが、それはやっぱりツアーさんがこの旅館、このホテルと選んでするものということで、そこは致し方ないということで観光協会とは話しました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 次の質問のほうにも出てくるんですが、先日、私のほうも12日、県議会の視察があってですね、火口同行させていただきました。調査のため、監視員立ち会いのもとで、昭和54年から入れなかったところの火口を見学させていただきました。本当に湯だまりの美しさには感動しました。本当に素晴らしいこの景色を日本の子どもたちに見せてあげたい。また、循環型観光を目指す阿蘇市にとってですね、観光客誘致の、長期滞在の誘致ですね、取り組みには欠かせないと本当に思いました。この中で、今後の、重複するんですが、市の取り組みの観光プランですね、県外に発信していくプランですね、それと、やはり火口のレベルが1になりました。阿蘇山へのお客さんを呼ぶ環境づくりの計画はどのようにするのかですね。やはり、何かプランが観光協会ときちっとやらないと、なかなか旅行者、県・国に求めても、やはり何かそういった発信の形がないとなかなかお客さんというのは呼び込めないと思って、そこら辺の計画をどういうふうにするか、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） まさしくですね、火口見学はメインでございます。もう、2年半ぶりということで、私たちも山上ビジョン、昨日話がありました、阿蘇観光復興ビジョン会議ですね、その中でも火口もですけども、あの一帯のですね、1日楽しめるような、エリアごとにですね、もっと楽しみを創出しようということで話し合いを進めております。なので、あそこの火口をの一体を図っていききたいと。そういう中で、やはりインバウンドの方々に戻ってきてもらわないとですね、熊本県でもダントツに阿蘇地域に泊まっております、数がですね。それに戻ってきてもらいたいということなので、国際線あたり、熊本便ですね、国際線あたり回復がまだまだでございます。そこら辺も要望しております

し、それとクルーズ船との連携もちよっと強化していきたいと思っております。そういったインバウンド向けの対策、それと基本的な問題なんですけれども、やはり素材の磨き上げがもっと必要じゃないかと思っております。やっぱり満喫プロジェクトもありますけれども、もっともっとな、阿蘇は今の経過に甘えておられなくて、景観美化なんかにもきめ細かに着手していきたいですし、満足度を上げる受入体制の基盤が、もっと底上げが必要と思っております。それと、オリジナル性ももっともっと引き出す必要がございますし、一番はこのカルデラ地形を有効に使っていただく、そういうアクティビティや食、温泉などの癒しの強化、これも図っていくということで、今度は新しくガストロノミーという美食とコラボする、そういった計画も上げております。内牧温泉も明治30年に開湯しまして、平成30年、来年には120年目を迎えます。そういった一つの区切りもございますので、温泉もしっかり打っていききたいということで、国内外のお客さんにいかに阿蘇を、今の既存だけでも十分素材的にあると思っておりますので、これをうまく活用して、国内外に魅力ある観光地をつくらせたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 先ほども田中議員の中で話が出たんですが、教育旅行をですね、これはさっき課長が言われたとおり、やっぱり3年先という形で、3年間というのはなかなかキャンセルの後残ってこないというのは、私たちもうホテル関係にいたもんですから、その辺を危惧するわけですね。先日は、何か教育旅行の打ち合わせ会がいろいろあったということで新聞で見たのですが、その教育旅行のセールスというか、3年先、今からいって3年先になるもんですからですね、そういったのはどういうふうな取り組みでやられているか、伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 教育旅行についてのニーズはですね、やっぱり防災教育がメインでやってくださいということで旅行会社から言われております。そうなってきますと、ちょっと遺構とか、そういったものを残すという話になってまいります。そういった中で、爪痕を残すというのが県全体で、熊本県全体で、例えば南阿蘇村は農地とか、東海大学を残すとか、西原村は大切畑ダムのほうを残すとか、そういったことで計画がっておりますけれども、至るところですね、遺構の計画がっておりますが、それが熊本県としてやっぱりずっと絞り込み、調整をしっかりとさせていただいてですね、阿蘇では何を残していくのか、そういったところの話し合いをちゃんとしてですね、教育旅行のニーズ、語りべも整備した、そういったニーズに応えていくしかないのかなということで、一生懸命今取り組んでいるところです。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 次に、観光客の関心事である県道阿蘇公園下野線、南阿蘇村線の道路の進捗状況ですね。下野、ファームランド方面から入れる、南阿蘇からも入れる、三方から入ると、吉田線から入る、景色も違うし、また観光客にとってもですね、利便性が向上すると、大きく集客できると思うんですが、今、閉鎖になっている2線の進捗状況はどうで

すか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 県に確認いたしましたところ、現在、災害査定が終わりまして、年度内には入札を実施して発注を行う予定であるということです。竣工については、未定ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） そうですね、県のほうと協議して、早く復旧できるように取り組んでいただきたいと思います。

あと、先ほど課長のほうからもありましたが、熊本地震の経験や教訓を後世に残すために、震災遺構の保存を考えてはどうかと。これは、県のほうで私どもの県会議員が公明党の中で、今度遺構を残していったらどうかという、県でも取り組みを考えているようですが、また私たち、市議会の研修にてですね、中越地震の視察にも行きました。旧山古志村では、中越地震のことを後世に残すために災害ミュージアムとして災害のことを残す努力もしております。災害ミュージアムというか、観光の起爆剤になればよいと思うんですが、その辺のところはいかがでございますか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 先ほど遺構の話をしていただきました。今、実際、観光協会あたりが復興ツアーをしております、そういったところを見学させております。やっぱり田んぼの地割れのところを見せているということでございます。その田んぼの地割れ、狩尾のカントリーエレベーターのところとか、阿蘇西小学校の前のところとかありますけれども、あれを残すということを考えましたときに、農業振興地域に入るということで、ちょっと私も足踏みをしたところでございます。ですが、阿蘇市の中ではですね、山肌の崩落とか、阿蘇神社とか、まだ見学ツアーとしての立ち寄りどころはあると思っております。今、ジオサイトについてはですね、ジオパークのほうで全部記録をまとめてデータ化しておりますので、これはいつでも案内に活用できるところまで来ております。これは教育の分野もありますのでですね、市として観光ベースじゃなくて、市の子どもたちに残していくという部分ではですね、ちょっとまた教育課のほうと協議する必要がありますが、観光課の立場としては、やっぱり熊本県でどことどこを見せるツアーにするんだというのを県のほうに明確にさせていただかないと施設費が相当掛かります。兵庫県あたりにもうちの観光課から一人研修にやりました。しかし、やっぱり相当維持管理とかかかるので、費用対効果はしっかり考えていかなければならないということございました。本当、私どももですね、この防災とか復興のツアーをやらないとお客さんは来ませんよとまでもやっぱり迫られているのは確かでございます。なので、真摯に考えたいんですけども、やはりどうしても施設の費用対効果というのは考えざるを得ないと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 先日15日ですかね、司ビラパークホテル、8時ごろからですね、兵庫県の海外の研修生があつて、初めて私もこういうような取り組みでしっかり語りべやっ

いるんだなど。だから、海外の方がですね、通訳を交えてそういった中でですね、地震のことを勉強できた、すごく喜んでいたという形で、すごいなど。だからそういった取り組み、語りべの取り組みをなさっていることは、本当に感謝したいと思っております。海外の方も地震でこだけ阿蘇の方が自立して復興しようという努力をしているというのを海外の方も感動していましたので、そういった取り組みをしっかりとまた考えていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、阿蘇にできることをですね、精いっぱいやりたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） ありがとうございます。

続きまして、グループ補助金の効果を尋ねてみます。企業再生として存続できているか、また次世代に継承できるかということをお尋ねいたします。地震や台風の自然災害の被災には、住家や道路、学校等のインフラが被災する直接被災と災害発生時における物流の確保、風評からの間接被災の二つの被災があることは周知のことだと思います。間接被災は、4月16日に発生した国道57号の立野地区の崩壊による通行止めに起因する被災が中心であること。さらに、観光の被災から復旧に主眼を置くと、対象となる被災事業にホテル、旅館の観光業に置くわけですが、地震により経済的な被害を受けた利用者のすそのが広く、宿泊行のみならず、飲食業、運送業等のあらゆる分野の影響があります。むしろ影響を受けた利用者にとって、事業全体の高齢化や後継者の不足等、社会的要因も考慮した上で、熊本地震が引き金となって商工業全体に事業継続が困難とする判断が顕著となったのではないかと考えられます。そこで、国は復旧の資金対策としてグループ補助金を創設したんですが、熊本地震後の観光復旧に関わる会議も観光協会、旅館組合等の組織が参考意見を出していますが、会合に出席する協会や組合の会長、組合長は大手の旅館・ホテルのオーナーが多く、宿泊客の獲得を目的とするふっこう割を希望しています。ところが大手のホテル・旅館は顧客の囲い込みをするので、観光消費の大半が大手の観光ホテルで消費されてしまい、周辺の飲食店等への現行の観光振興策では、恩恵がないとの声も聞かれます。また、地震後の地域経済を知ることが非常に重要です。その手段としては、直接被災した利用者の被災状況を知り、意見を聞いてほしいのですが、熊本県や市町村は各利用者へ意見聴取に訪れることもなく、会合を聞いて、意見を聞いて判断しており、全く大手のホテル・旅館以外の個別の商工者の意見が反映できなかったということでした。グループ補助金は、利用したがこの状況では存続は難しいとの声も聞きました。被災者、利用者を訪問し、被害状況を聞き、復興への意見を聞いてほしいという意見が多かったと思います。今後この件について、市の対応はどのようにされるか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のグループ補助金の効果についてお答えをさせていただきます。

中小企業者を対象といたしましたグループ補助金でございますけれども、3月3日現在、県内で420グループ、6,491事業者でございます。阿蘇市管内では11グループ、114事業者が復興計画の認定受けられてございます。グループ補助金につきましては、ご存知のとおり、グループを形成いたしまして、復興事業計画を策定し、復興を行うにあたりまして、必要不可欠な施設整備を復旧するような事業でございます。現在の進捗状況を申し上げますと、県内では約26%が補助金の交付決定を受けられてございます。阿蘇市管内でございますけれども、約43%、まだ半分にも満たないような状況でございます。現在、道半ばと申しましうか、復旧に向けた取り組みが行われているところでございます。先ほどの商工業関係の団体からのご意見等も非常にあるわけでございますけれども、事業がまだまだ今からということで、交付決定もまだなされてないという事業体もございます。従いまして、そういったご意見も参考にしながら、また東日本大震災のアンケート調査の結果も出ております。そういったものを参考にしながらですね、熊本県内のそういった実施団体、それから未実施団体のご意見等もいただきながら、関係機関とそういった聞き取り調査も踏まえて、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） せっかく国が対策をした事業でございますから、やはりせっかくグループ補助金を利用したけど、なかなかそういった周りの環境でですね、なかなか効果がなかったという声、その人たちの声を聞く窓口というか、そういったところを設けていただいて、いろんな声を反映していただくような手立てを考えていただいたほうがいいと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） いろんな方のご意見をいただきながら、今後の事業の展開、また阿蘇市の施策といったものに対して参考にさせていただくべくものでございますけれども、今回のグループ補助金自体が施設設備のハード面の復旧事業でございます。個社ごとの復旧になるかと思っておりますけれども、グループ補助金の性格自体ですね、グルーピング、グループを形成いたしまして、そこで先ほど申しました復興事業計画を認定されておりますので、この取り組みの中で、そういったその人を呼び込むような、また人を流出させないような、交流人口を増やしていくような取り組みが必須になってございます。これについては、グループの中で共通事業という形でやっていくわけでございますけど、現在、震災によってマイナス水準に落ち込んでおりますけれども、今回のグループ補助金を活用していただいて、0ベースに持っていくというのがまず大前提でございます。0ベースからプラスに転じる部分をですね、こういう復興事業計画、共通の部分の計画をグルーピングの中でやっていく。それから、いろんな国補助のソフト面の小規模事業者持続化補助金あたりも販路開拓の部分の手当もございまして。こういったものも活用しながら、皆様のご意見をいただきながら、今後市も施策の部分で協力を検討してまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 小さな企業が元気になれば税収もアップしますし、市のほうも助か

と思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、市の財政、学校統合計画についてお尋ねをいたします。先日、市民の方からお手紙をいただきました。今回の熊本地震災害にて、市の財政が逼迫しているのではないかと心配しているので、市民にわかりやすく、ぜひ議会で答弁をいただいでくださいとのことでした。一部を披露して質問いたしますので、よろしくお願いたします。

平成 28 年 7 月 16 日未明の震度 6 弱の熊本地震は、阿蘇地方に甚大な爪痕を残した。個人住宅をはじめ農地、原野、公共施設にも甚大な被害をもたらした。市としては、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨災害の復旧に躍起になっている最中の度重なる未曾有の災害で、手の打ちようがないというのが正直なところだと思う。特に地震災害は広範囲に及び、市民生活に直結したインフラ整備にはいち早く取り組まなければならないし、厳しい財政状況の中で補正予算を組み精力的に対処してもらって、市民の最低限の生活する環境は、徐々にではあるが整っているように感じる。ただ、阿蘇市の生活基盤である田畑に亀裂が走り、かつ灌漑用の用水路もずたずただし、耕作できない農地が無数にある。一方、阿蘇大橋崩落による国道 57 号、JR 豊肥線の不通は、通学・通勤のみならず、観光地阿蘇の根底まで揺るがす結果を招いている。このことは、翌年度以降の税収ががた落ちするのではないか、火を見るより明らかである。それが、何年続くのか、考えれば考えるほど背筋が寒くなるという内容でした。

そこで、3 点お尋ねいたします。まず、阿蘇市において地震を踏まえて不安視されている市の財政状況について、市債、基金など、実際のところどうなのか、わかりやすくご答弁ください。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。お答えいたします。

昨日の一般質問でも若干触れましたが、今回の震災、通常の阿蘇市の予算の倍になっております。これもすべて地震災害の分でございますが、起債の額につきまして非常に不安視されているところでもありますが、昨日も申し上げましたとおり、ほとんどが、95%の交付税措置、いわゆる残りの5%を阿蘇市の、いわゆる自主財源で返済しなさいと。あとの95%は国のほうから地方交付税という形で入ってきますというのを使っております。ただ、昨日も申し上げましたとおり、災害復旧には数年は、かかります。今後、いろいろな状況が出てきますので、できるだけ有効な国・県の支援策を使っていくということをまず念頭に、平成 28 年度は予算化をいたしております。ただ、不安視されております危機的な状況とか、財政破綻とか、そういう状況には一切陥っておりません。私ども、財政課としては、若干数年先までですが、ある程度の見通しは立っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今のご答弁で、子どもたちがやはり阿蘇から離れずに、この中で自分たちの生活をまた新しくやっていくということに関しましては、生活的なものを設けるには市の財政がしっかりしていないと、なかなかここに住むということにはできないものですから、そのあたりのところはですね、財政課としてしっかり阿蘇市を見ていただきたいと思っております。ありがとうございました。結構です。

あと、学校規模適正化計画が出されておりますが、今回の地震を踏まえ、計画変更があるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えいたします。

まず始めに、学校規模適正化計画の流れについてご説明のほうをさせていただきたいと思いますが、まず平成19年10月に市議会、区長会、学校長会、保育園保護者会、保育園・幼稚園の代表、それから各小中学校のPTA会長30名で構成をされます阿蘇市学校規模適正化審議会を設置し、基本的な考え、方策等について諮問を行っております。それを受けまして、審議会で議論をされまして、平成20年12月に答申がなされておまして、それに基づきまして、阿蘇市学校規模適正化基本計画を策定いたしております。平成21年度から平成30年度までの10年間という策定で今日まで計画を推進してきたところでございます。残すところ、阿蘇北中校区の統合ということになりますけれども、統合ということになりますと予算規模は30億円以上が見込まれ、用地選定から事業完了までということになりますと4、5年はかかるものと思われまます。事業費の3分の1程度は補助金等が見込めるものと思っておりますが、その他につきましては一般財源という形になろうかと思っております。今までの統合計画に照らし合わせをしましても、17、18億円程度の基金積み立ては必要であると考えております。計画策定につきましては、今回のような大規模な地震を想定しておりませんものですから、そういった関係を考えますと、平成30年度までの計画完了というのは困難ということで、どうしても期間延長せざるを得ない状況でございます。現在、事務局におきまして期間延長について議論をいたしておるところでございますが、具体的な計画変更の案ができましたら、議会、それから関係者のほうに改めてまた説明のほうをさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 地震の復旧・復興を進めていただき、また統合について具体的な素案が出たら、市民の方々に詳しく説明のほうもよろしく願いいたします。

続いて、地震を踏まえて阿蘇西小学校が被災を受け、補正にて5億6,000万円計上、合算で9億6,000万円組まれていますが、実質市の負債はいくらかかるのか。財政的な見地のご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の市の負担はというご質問でございますが、まず工事の概算について説明させていただきます。

現在の予算の概要でございますが、校舎新築の工事に係ります経費としまして6億9,400万円、解体工事8,400万円、プールの新設1億600万円、浄化槽1,900万円、外構工事1億2,500万円、それと一般的な事務費、設計、施工管理等4,500万円でございますので、合計をしますと、今、議員おっしゃられましたとおり9億6,000万円程度かかるということになります。財源はということでございますが、内訳につきましては、予算に基づき詳細な数字でご説明のほうをさせていただきます。総事業費でございますが、9億6,127万7,000円、

これに伴います財源ということでございますが、災害復旧に伴います国庫補助金としまして6億8,041万6,000円、地方債、起債でございますが2億8,070万円、一般財源、市の負担ということになります。16万1,000円以上予算計上させていただいておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 市民の方が一番心配なされたことは、9億6,000万円かかるのであれば、その分ですね、今の地震対策のほうに、災害対策のほうにやっていただいて、一般財源がそうかかるかと思っていました。だから、そういった中で、しっかりと災害のほうに使っていただくものは使っていただくということをおっしゃっていました。今、金額が一般財源少ないということでございましたので、その辺は恐らく市民の方も安心できると思いますので、当面は子どもたちは安心・安全な環境の中で、校舎で授業を受けるということだと思います。

完成はいつごろになりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 現在のところ、平成30年12月を予定いたしておるところでございます。地元のPTA保護者、それから、区長、学校評議員、その他関係者の方々には説明をさせていただいているところでございますが、今後、工事に入っていきますので、機会を見てですね、必要な部分については教育課としてしっかりと地元のほうには説明させていただきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） どうもありがとうございました。

続きまして、時間のほうも来ておりますので、3番目の質問をさせていただきます。徘徊高齢者の保護について、この件については市民の方々の関心をもっている案件でございますので、しっかり答弁をしていただきたいと思います。平成26年の6月でしたかね、私は定例会のほうで質問させていただきました。認知高齢者の取り組み状況ですね。中で県下、また阿蘇市で認知徘徊の実績、件数ですね。それと、前回、やはり2年前ですかね、行方不明の方がいらっしまったと思うんですが、その後、どういうふうになったか、先にその答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。平成27年度末でございますが、熊本県内の認知症高齢者という方々につきましては、少なくとも8万1,000人以上と推計されております。65歳以上の15.7%に当たります。この推計によりますと、本市におきましては約1,500人の認知症の方がおられるということが言えると思います。本市において認知症などの疾患による徘徊等の正確な件数につきましては、なかなか関係する機関、介護事業所、あるいは警察署あたり多岐に亘りますもので、また各世帯の実態につきましては、プライバシーの問題もありますので、なかなか把握が困難ということで集約はできておりません。ただし、重度者に関しては、やはり各施設、グループホーム

等がございますので、そちらのほうに入所されていると。比較的軽度の方につきましては、認知症のデイサービス、あるいは各世帯でという形になりますので、例えば外出し行方がわからないといったケースにつきましては、ご家族のほうから警察署のほうにまず捜索依頼という形であります。警察のほうから詳細についてご本人の情報につきまして問い合わせがあるといった形で年間数件の報告を受けているという状況でございます。そういった中で、大規模な捜索等といったような事例につきましては、認知症に限っていえば、私を知る限りはございません。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 前回、不明になった方の件はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 恐らく阿蘇西部のほうの案件だと思いますが、この方につきましては認知症という形ではございませんでした。認知症に限らずですね、例えば知的障害とか、精神疾患、精神的な何か問題を抱えて行方不明になられるという方々もいらっしゃいます。2年前の件につきましては、発見に至らずというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 前回の質問のときは、藤田課長のほうは、基本的には地域包括ケアシステムの中で取り組みながら、ますます増えていくであろう徘徊者等の対策につきましては今後検討していきたいと思っておりますとの答弁だったんですが、その中で検討というような形ではどのぐらい進んでいるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 本市の認知症対策につきましては、3つの視点で取り組みを進めております。1つには、ご本人様の早期発見、早期治療につなげること、これが1点です。もう1つが、気兼ねなく相談できるような相談支援体制。そして、介護サービスの適切な利用につなげると。ご本人とご家族を主に対象とした取り組み。3つ目については、地域住民などによる見守り体制の強化を図ることという3つの視点での取り組みを進めているところでございます。阿蘇につきましては、やはりまだ地域のつながりが強うございます。見守り機能がある程度働いているような状況もございます。一方、都会につきましてはですね、やっぱり人が多くてどうしても他人に対して無関心になりがちというような状況がございます。阿蘇市としてはですね、やはり高齢者を見守るその地域づくりという点での取り組みを進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 地域の見守り、一番大事だと思うんですが、中でもいろんな各市町村で取り組みをされているようなことが多々あります。今日、紹介しようと思ったんですが時間がないものですから今日は読みませんが、そういった中でですね、やはりほかの市町村、聞きながら、効率的ないい方法があると思いますので、そういったご家族が一番心配すると思いますからですね、そういった徘徊の取り組みですね、認知症の、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。今後そういった中で検討していただいて、安心・安全で高齢

者が暮らせるようなまちづくりをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今市長より議案8件及び人事案件5件が提出されました。また、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が平成29年3月30日をもって満了するので、本市議会は速やかに選挙を行う必要があります。この際、これを日程に追加しまして議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号、承認第5号、議案第34号から議案第39号まで、同意第1号から同意第5号まで、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただ今日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、追加で付議されました事件については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、提案理由を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、平成 29 年第 1 回阿蘇市議会定例会追加提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 4 号、専決処分の報告について。本件は、平成 28 年 12 月 28 日、阿蘇市今町において発生した公用車の物損事故について、平成 29 年 2 月 13 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

承認第 5 号、専決処分の報告について。本件は、平成 29 年 1 月 17 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年 2 月 27 日に示談が成立、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 34 号、阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について。本件は、市長等の給与について、引き続き減額処置を講ずるため、本条例を制定するものであります。

議案第 35 号、阿蘇市農業委員会委員定数条例の制定について。本件は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会委員の公選制が廃止、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任免することとされたため、農業委員会委員の整数を定めるものであります。

議案第 36 号、阿蘇市農業委員会農地利用最適化推進委員定数条例の制定について。本件は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農地利用最適化推進委員制度が導入、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとされたため、農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

議案第 37 号、公の施設の指定管理者の指定について。議案第 38 号、公の施設の指定管理者の指定について。本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号、工事請負契約の締結について。本件は、阿蘇市阿蘇農村公園あびか災害復旧工事の契約に伴い、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第 1 号、阿蘇市監査委員の選任について。本件は、阿蘇市監査委員の任期満了に伴い、阿蘇市監査委員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第 2 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について。同意第 3 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について。本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の

任期満了に伴い、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第 4 号、阿蘇市教育委員会委員の任命について。同意第 5 号、阿蘇市教育委員会委員の任命について。本件は、阿蘇市教育委員会の委員の任期満了に伴い、阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案 13 件、報告 1 件、承認 1 件、条例 3 件、その他 3 件、人事 5 件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第 2 報告第 4 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 2、報告第 4 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務部総務課長より報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今議案としていただきました、報告第 4 号、専決処分の報告について、ご説明いたします。

追加議案集の 1 ページをお開き願います。専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

提案の理由を申し上げます。本件につきましては、平成 28 年 12 月 28 日、阿蘇市今町において発生いたしました公用車の物損事故につきまして、平成 29 年 2 月 13 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

事故の詳細につきまして、2 ページ目をお願い申し上げます。損害賠償の相手方、所有者及び運転者につきましては、ここに記載のとおりとなっております。

事故の詳細について、ご説明申し上げます。平成 28 年 12 月 28 日午後 6 時 50 分ごろのことでありました。阿蘇市今町の県道 110 号阿蘇一の宮線、今町公民館付近におきまして、阿蘇市消防団員の運転する消防積載車、消防車両が走行中に吸管の留め具がゆるみまして、対向してまいりした乙が運転する車両のサイドミラーに接触、甲の所有する車両に損害を与えたものであります。損害賠償の額といたしまして、市は甲に対しまして 11 万 1,995 円を支払い、市の過失割合 10 割ということでありました。和解事項につきまして、本件事故に際しましては、今後双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立及び請求を行わないことを確認いたしております。12 月 28 日、この日は消防団の年末警戒、市長激励の日でありました。阿蘇地区消防団については、阿蘇体育館のほうで集合しての激励を予定しておりました。そこに向かう途中の事故ということでありました。この件につきましては、出初めの日にも幹部を集めまして諸注意を行いましたし、その後の幹部会、また 4 月に入りますと新しい幹部

交代もありますので、その中で周知を諮ってまいりたいと思います。特に緊急走行時においてはですね、大きな事故につながりますので、改めて通知を行います。どうも失礼しました。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

追加日程第3 承認第5号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第3、承認第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。

市民部市民課長の報告を求めます。

市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました承認第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案集の3ページをお願いいたします。専決処分の報告について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

提案理由といたしましては、本件は平成29年1月17日、阿蘇市一の宮町宮地において発生いたしました公用車の物損事故について、同年2月27日に示談が成立、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

4ページをお願いいたします。専決処分の内容でございます。まず1番に損害賠償の相手、運転者甲、所有者乙については、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細につきましては、平成29年1月17日午前9時13分頃、阿蘇市一の宮町宮地、市道桜ヶ水線、希望畜産付近におきまして、市民課業務委託先職員の運転いたします公用車が走行中、路面がアイスバーンとなっていたため減速したところ、対向して甲が運転する車両が停止できず公用車に接触、市の所有する車両に損害を与えたものでございます。

3、損害賠償の額。こちらにつきましては、甲は市に対し11万1,121円を支払います。甲の過失割合10割でございますので、市の過失は0でございます。

和解事項といたしましては、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認しております。

補足説明をさせていただきます。現場の道路幅員は約3mでございます。折からの寒波のため、2、3日前から大変阿蘇地方は冷え込んでおりまして、当日朝9時の気温も阿蘇地方はマイナス2.5度で、路面はつるつるのアイスバーン状態でございます。生活ごみの収集業務のため、業務委託先の職員が塵芥車を運転中。対向車を確認いたしましたので、減速して、ほぼ停止状態で事故の回避に努めたところではございますが、相手方の車がノーマルタイヤであったため停止することができず、接触し事故に至ったものでございます。対向車には幼児2名が同乗しておりましたが、幸い運転手を含めてけが等はございませんでした。市

民課におきましては、6 台塵芥車を所有しております、委託業者により、土日を除く、ほぼ毎日ごみの収集業務を行っておりますので、なお一層安全運転に努めるよう委託先に再度周知を行ったところでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 5 号を採決いたします。承認第 5 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がなしと認めます。従って、承認第 5 号は承認することに決定をいたしました。

追加日程第 4 議案第 34 号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、議案第 34 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました議案第 34 号、阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案集の 5 ページになります。本件につきましては、市長等の給与につきましては、平成 17 年の 8 月 1 日から減額中でございます。今回の選挙後につきましても、引き続き減額措置を講ずるために本条例を制定するものでございます。

まず、第 1 条におきまして、市長と副市長の給与の減額を定めておるところでございます。内容につきましては、市長及び副市長の給料月額、平成 29 年 3 月 6 日から平成 33 年 3 月 5 日までの間、給与条例の規定にかかわらず、市長におきましては 20%、副市長におきましては 10%の減額を行うというものでございます。また、期末手当の支給におきましても、この減額した額を基礎に算定するというものでございます。

第 2 条におきましては、教育庁の給与の減額について定めております。教育長につきましては 10%の減額ということにしておるところでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、平成 29 年 3 月 6 日から適用することにしております。また、この条例は平成 33 年 3 月 5 日をもって、その効力を失うことになっているところでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 減額の条例、特例ということですが、これは何で減額するのでしょうか。その理由をお聞きます。

それと、長年減額になっていますが、これ条例自体を変えるわけにはいかないのでしょうか。給料が高いとしたらですね。私は、働いた分、いただいていいと思うんですけども、なぜ減額するか説明と、条例を変えずに特例条例でやるのか。

その2点について、質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問にお答えいたします。

この減額が始まったのは平成17年ということでございます。これは、一つ、市長の政策の方針もあるかと思えます。平成17年は、当時の合併後の財政状況等、いろんな面を考慮した上で市長のほうから自らの給料を減額するという方針を出されてきていると思えます。その後、災害等、いろいろなことが続いておりますので、引き続きこういった状況が続いていると理解しているところでございます。

それから、条例自体を変えたらどうかというところでございますが、これにつきましてはやはり通常の市長、あるいは副市長、あるいは教育長の報酬というのは、どの程度の水準にあるということは、やはり他自治体との関係もございまして公に示しておく必要があると思えます。こういった条例を制定する理由につきましては、単純にその給与を返納するということになりますと、公職選挙法の寄附行為ということになりますので、こういった条例を定めて減額をするというような手続きを取らざるを得ないというところでございます。条例を引き下げた額に改正すると、条例本体をですね、そういうことについては、市としては考えていないというところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番議員、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

そういう理由で減額をするということであれば、今回この条例を提案するということは、災害により減額をするということでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） 先ほど申しましたけれども、一つは市長の方針がございまして。それから、現時的にはですね、やはりそういった状況が続いているということをお申し上げたところで、基本的には市長の方針というところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 反対討論を行います。

他の自治体の状況を見ましてもですね、何か監督責任を問われるような事態があれば減額というのはあるかもしれませんが、当初から何も失態がないのですね、4年間に減額するということはちょっとおかしいと思います。安ければよいということじゃなくて、先ほどから話が出てますように、極端に言えば災害等という理由であれば議員も同じ立場じゃないかという思いもしております、何も失態がないのに当初から4年間減額するには、反対いたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 反対討論がありましたので、この議案につきましては起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第35号 阿蘇市農業委員会委員定数条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第5、議案第35号「阿蘇市農業委員会委員定数条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第35号、阿蘇市農業委員会委員定数条例の制定についてでございます。ページ6でございます。提案理由、本件は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部が改正され、農業委員会委員の公選制が廃止、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされたため、農業委員会委員の定数を定めるものである。

説明といたしまして、法改正による部分でございますが、定数のほうは19名でございます。それと、附則といたしまして、平成29年4月1日から施行し、平成29年7月20日から適用。それと、農業委員の定数に関する条例及び阿蘇市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例は廃止となっております。

若干補足説明いたしますと、これは申しましたとおり、法改正による改正でございます、定員のほうにつきましても明示がされております。3種類ほどしかございませんので、阿蘇市はこの19名に該当するということでございます。それと、適用のほうは29年の7月20日ということでございますが、これは現状の委員さんの任期に合わせて、それ以降ということでございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 15番です。ちょっと中身についてお聞きをいたします。

大体農業新聞なんかでは知ったわけでございますけれども、今回急に出てきた。定数が19名、これはどういう割り振りをするのか。阿蘇市全体で19人であるけれども、前みたいに地区割の人数で出すのか。

それから、いろいろ中身は、農業者以外の方も農業委員になられるということも聞いております。その中身をもう少し詳しくやっていただかんと、ぽっと出てきて19人、ただ市町村長の権限が強くなったということだけで、農業委員選定は非常に困ります。そういうことです。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 説明が少なくて申し訳ありません。

今回の農業委員の選任方法につきましては、今のお話のとおりでございますが、実状といたしましては推薦と募集を実施いたします。これまで選挙法の適用があった地区割のほうは、条例上としては存在しないこととなります。それと、今回は推薦募集でございますので、これも公表するということになっております。市町村長は推薦募集の結果を尊重して選任議案を作成して議会に提出するような形になっております。ですから、法律上はですね、これまでのような地区割をなされていないところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） ここに農業委員会の事務局長が来ていますけれども、この定数については、農業委員会の中で、公表はされない分についても話し合いがなされているんじゃないかと思っている。そういう中で、全体的に19人推薦するということになってきますとですね、非常にもう地域によっては、もう一人もできないようなところも出てくるかもわかりません。だから、本当はそういうことであるけれども、内規はあるはずで。阿蘇町が何名、一の宮が何名、波野が何名、これが常識の話でございます。どういうことに農業委員会の中では会議がなされたのか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） ただ今の件に関しましてご説明申し上げます。

農業委員会のほうでも、その地区割とか、そういうやつはないかという話はあったんですが、法律上、阿蘇市で19名の農業委員を選ぶということになっておりまして、地区を決めることはできない状況です。ただ、農業委員が決まりましたら、その方たちに地区を担当してもらうというのはできるとなっております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番議員、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 前回よりは大幅減っているんでしょうか。もし減っているのであればですね、こういう形で地区割もできないということであれば、やはり基本的に農業委員というのは地域の農家の要求を行政のほうに活かしていくという立場もあるわけなので、この

人数を減らしていくという形ではちょっと私は納得できない状態なんですけど。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 人数の件も法的に決まっております、阿蘇市が独自で規定するものではございません。これにつきましては、19名でこれまでが37名ということでございます。その次に、議案第36号の件で、またその辺は説明させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、この議案は起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。午前中あと3分ほど残っておりますが、午前中の会議をこの辺で留めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開をいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

追加日程第6 議案第36号 阿蘇市農業委員会農地利用最適化推進委員定数条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第6、議案第36号「阿蘇市農業委員会農地利用最適化推進委員定数条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第36号、阿蘇市農業委員会農地利用最適化推進委員定数条例の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、本件は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農地利用最適化推進委員制度が導入、農

業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとされたため、農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

内容といたしまして、推進委員の定数は21名でございます。

施行期日等は、先ほどの農業委員と同様の平成29年4月1日から施行し、平成29年7月20日から適用するものでございます。

内容をちょっと補足説明させていただきます。今回の法改正により、農地利用最適化推進委員というのが新しく設定されております。これにつきましては、農業委員会が定める区域ごとに推薦募集を実施するものでございます。農業委員会は、推薦募集の結果を尊重して、最終的には農業委員会が委嘱するものでございます。役割といたしまして、農地の集積、集約化を図るための農地の出し手、受け手との調整、担当地区内の耕作放棄地調査及び所有者の利用意向確認等と新規就農者への就農候補地の選定などが役割とされております。

以上、説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

市原正君。

○7番（市原 正君） 市原です。

1点だけ。この21名というのも、先ほど農業委員同様ですね、法律によって21名というのが阿蘇市の中では決められているのかどうか。その辺の答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） ただ今の件に関しましてご説明申し上げますが、21名というのは法律では決まっておりません。法律の中ではですね、100haに1人ぐらいが適当じゃないかということなんですが、阿蘇市の場合は7,500haほどありますので、それでいくと75人つくらなきゃいけませんので、それじゃちょっと現状にそぐわないということで、推進委員さんを21名と、農業委員が19名で、40名体制で阿蘇市を見ていくならどうかと考えているところです。

○議長（藏原博敏君） 11番、湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 推進委員ということですが、この委員会の委員と推進委員の、その仕事というか、それはどういうやつをしますか。今、説明があっただけではちょっとわかりません。

それと、これは二つとも報酬があるわけですかね。

説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） 平成28年の4月1日に改正農業委員会法が施行されておまして、農業委員会の業務については、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加えまして、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進といった農地利用最適化の推進が必須業務に位置づけられたところでございます。これを達成するためには、農業委員会が中心となって現場段階で活動を行うことが必要不可欠となりますので、そのために中心的な役割を果たす方として、農地利用最適化推進委員を新

たに農業委員会に設置するとなっております。

報酬に関しましては、今のところまだ決まったやつはないんですが、今の農業委員さんの報酬と最適化推進委員に関しましては、また今後報酬を決めていかなければならないと思っております。

○議長（藏原博敏君） 11番、湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） ちょっとお尋ねします。万が一、私が田を売るとする場合は、農業委員さんに言わなんでしょうか。こちらの推進委員に、どうなりますか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） 田を売られるという部分になりますと、当然、推移新委員さんも相談には乗られますので、推進委員さん等の話で、農業委員会に当然売り買いする場合は農地法第3条の売買とか、斡旋の売買等がありますので、そちらで処理していくふうになります。

○議長（藏原博敏君） 11番、湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 3回目ですが、じゃ、この農業委員会があつて、またこれがあつて、何か二度手間みたいな委員会を開らかなんわけですか。これは1回でやるわけですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 急に二つできたんですね、非常にわかりにくいんですが、基本的には意志決定を農業委員会が行うようになっておまして、農業委員会委員さんのほうがですね。最適化推進委員ということは、担当地区における農地の利用の最適化ということで、最適化の推進ということで、決定はあくまでも農業委員のほうになりますので。今回の法改正によってですね、それぞれ二つの役割が持たせてございますが、その内容的にですね、そんないっぱい違うわけじゃないんですけど、あくまでも決定としては農業委員のほうになります。ですから、売買するときは、その地域にも担当の推進委員さんがおられますので、ご相談は構いませんが、最終的な決定はですね、19名の農業委員会のほうで決定されるということになります。

○議長（藏原博敏君） 9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、詳しく説明がありましたけれども、この最適化推進委員の役割というのは説明がありました。しかし、農地の集積とか、貸し借りとかを含めた場合ですね、この委員の、適任とは言いませんけれども、委員には認定農業者とか、集落営農の構成者とか、例えば農業でない区の区長さんとか、どなたでもこの委員にはなられるんでしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） 最適化推進委員に関しましては、農業を熟知されとって、地区のことがわかる方ですね、そういう方がなられるのが、現場を全部見て回っての耕作放棄地とか、農地のマッチングとかですね、そういうふうになりますので、地区の現状がわかる方がなられるのがいいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、局長が言われたとおり、そういう人が一番公平に見られていいと思いますけど、認定農業者と限定すればですね、やっぱり集約側の、借り手を重視した考えしか持ちません。公平な持ち方をするためには、区長さんまで含んでですね、公平に地域の農業の実態を見られる人が適任じゃなかろうかと思っておりますので、そういうあたりの指導をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） 認定農業者の方はですね、農業委員の中で19名のうち半数以上が認定農業者の方が必要ということになります。それと、1人は農業委員会の所掌事務に関係ない人を1人は選ばなければならないとなっているところです。推進委員さんには、認定農業者の方が何人とかはありません。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 総合的なことを聞きたいんですが、この法律の改正は大体何を目的に、どういう考えのもとに改正したと思われませんか。わかる人は答えてください。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 主たる任務である担い手への農業地の利用、集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進するために設けられたものでございます。

○議長（藏原博敏君） 17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） さっきの農業委員さんと一緒ですよ、さっきから地区で、地区でというお話がありますが、これは地区割があるんですか。ある程度、地区の事情をわかった方ということと、さっき21人は決まっていらないということでしょう。暫定的に決めただけでしょう。こういう方がですよ、地元の地区をわかった方がならんとですよ、地区割とか、表には出せないが、大体は農業委員さんと一緒に振り分けてやるとか、そういうのはありますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 推進委員の選定方法でございますが、農業委員会が定める区域ごとに募集、推薦がございますので、定める区域ごとというのは、大体以前の選挙でやっていたのが基準となりますので、そこは反映されるんじゃないかと思えます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

10番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 女性の登用はどちらもありますけれども、うたってありますでしょうか。一つだけ。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） そちら辺りも長年の課題でありましたし、女性の登用は積極的に図っていこうと思っております。現在は、農業委員1名でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 36 号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がなしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 7 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について

（阿蘇市農林水産物処理加工施設）

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 7、議案第 37 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました議案第 37 号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

次のとおり、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の内容でございます。まず、公の施設でございます。位置は、阿蘇市一の宮町宮地 538 番地 1。名称、阿蘇市農林水産物処理加工施設。これは、宮地にあります四季彩の敷地内にある農産物加工施設でございます。指定管理者に指定する団体、所在地、阿蘇市一の宮町宮地 538 番地 1。名称、有限会社工房阿蘇ものがたり、取締役社長、大塚一雄氏でございます。指定の期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間としているところでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） この方は、ご存知上げませんが、どういう方でしょうか。どちらにお住まいの方ですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。

今回の阿蘇市農林水産物処理加工施設の事業内定者ということで、有限会社工房阿蘇ものがたりの取締役社長、大塚一雄氏でございますけれども、住所についてはですね、代表者ということで確認をいたしておりますけれども、居住地については、確認をいたしてございま

せん。こちらのほう、確認しまして、またお知らせをさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 一応ですね、こうやって出す以上は、詳細にわかった上で出してください。ちょっとわからないじゃおかしいですよ、どういう方か。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。

大塚一雄氏については、あくまでも法人の代表者ということでございますので、法人についてお答えを限らせていただきますけれども、個人の居住地については、先ほど確認していないと申しましたけれども、個人の情報でございますので、今回は法人の内容についてお答えをさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 次の議案第38号ではですよ、組合長ですよ、JAの、というようなことであってあるでしょう。で、前の方が取締役社長であります、大体どういう方かぐらいはですよ、わかった上で、法人がどうのこうの言っても、それはおかしいんじゃないですか。簡単に出せば通るぐらいの話で出してもらっちゃ困るですよ。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。

あくまでも募集要項の中で、法人について募集の要項を定めてございます。個人について定めてございませんので、また個人についてはですね、確認をしておりますので、後ほどご連絡をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、佐伯課長が言われたことについては、ある面では理解をいたしますけれども、我々議会議員とすればですね、一概に賛同するわけにはいきません。休憩をしてですね、大至急調べて、後日報告じゃなくて休憩をして報告をしていただきたいと思います。私は、わかります。

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をしてですね、資料を確認していただきたいと思います。

午後1時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 失礼しました。

先ほどのご質問でございますけれども、当法人の代表者であります大塚様でございますけれども、現在、市外のほうに居住をされておまして、約2年前に、平成27年5月でございますけれども、当法人の前代表から交代をされてございます。現在2年が経過しているわけでございますけれども、市外のほうで居住をされております。以前は古城のほうにお住まい

になったということで聞いてございます。

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑ありませんか。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 課長、簡単なことですから、そういうふうにはですよ、やっぱりほかの議員でも一緒ですが、もう少し緊張感を持って、出す以上はわかった上で出してもらわんと。我々もですよ、どここの人って今度聞かれたとき、誰ですかと市民の方から聞かれますよ。やっぱりそのときに返答に困りますから、今後はよろしく願いますじゃなくて、もう少し緊張感を持ってやってください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 大変失礼しました。以後ですね、注意を持って、細かい部分も含めまして、示せていただきたいと思います。大変失礼しました。

○議長（藏原博敏君） 9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ちょっとお尋ねしますけれども、今、大塚さんについては平成27年の5月ということで社長を交代されていると思いますけれども、この場合、内部規則では、もしそういう代表者が、今まではいいですよ、今度、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとなっておりますけれども、内部で社長あたりが、役員が交代した場合には、この指定についてはいかがなそういう要項とか規則はありますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 包括協定書のほうにですね、法人の所在地でありますとか事業内容、また代表の方の変更等がありましたら、報告義務を付けさせていただいております。前回の指定期間が、これまでの現指定期間におきましては、先ほど申しましたとおり平成27年5月に社長交代の申し出をいただいております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原正君） 7番、市原ですが、以前全協の中で指定管理についてはいろんな問題が出てきておりますので、包括協定の中で連帯保証人をということで話をしておりましたが、その件についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） これまで所管ごとに包括協定を施設ごとに定めて取り決めをさせていただいております。今回、ご意見等いただきまして、今年4月からに向けて、これから包括協定書のほうを早急につめて、今月いっぱい締結をする運びでございますので、そちらのほうも中身の精査につきまして検討してまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 7番、市原正君。

○7番（市原正君） 検討するということですが、ちゃんと保証人を入れるということで検討するわけですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） はい。今回、まちづくり課所管施設、2施設を新たに更

新させていただくわけでございます。こちらのほうもですね、全施設同様の包括協定書に盛り込むという作業になるかと思っておりますので、そちらのほうは早急に選定委員会のほうにお諮りいたしまして、そういった保証人の設定あたりを盛り込むか、否かという協議を早急にさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

6番、菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅でございます。

1点だけ。この賃借料の設定がされてあるのか。あるならばいくらぐらいか、お知らせください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 賃借料というご質問でございます。基本納付金ということで定めさせていただいております。年額50万円という設定でございます。これを3年間ということで、3年間で150万円という設定でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） すみませんが、この阿蘇ものがたりを選定したという理由については、非公開でしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） こちらの選定内容につきましては、これまでご説明しましたとおり、阿蘇市の情報公開条例上、非公開というものに該当いたしますので、非公開とさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がなしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について

（阿蘇市農林畜産物直売食材供給施設）

○議長（藏原博敏君） 追加日程第8、議案第38号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売食材供給施設）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました議案第 38 号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

次のとおり、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 277 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の位置でございます。阿蘇市一の宮町宮地 538 番地 1。名称、阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設。通称、四季彩でございます。指定管理者に指定する団体、所在地、阿蘇市一の宮町宮地 387 番地 5。名称、阿蘇農業協同組合、代表理事組合長、原山寅雄氏でございます。指定の期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間としているところでございます。

ご審議方、よろしく願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 38 号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がなしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 9 議案第 39 号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 9、議案第 39 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました議案第 39 号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

平成 29 年 3 月 2 日、指名競争入札により決定いたしました阿蘇市阿蘇農村公園あびか災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的ですが、阿蘇市阿蘇農村公園あびか災害復旧工事でございます。契約の方法、

指名競争入札です。契約金額、2億516万7,600円、税込み価格でございます。契約の相手方、所在地、福岡県福岡市南区大池1丁目23番15号、名称、日本体育施設株式会社西日本支店、支店長、神倉正法氏でございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番、園田でございます。

工事の範囲ですよね、グラウンド中だけなのか、外周のほうも災害で被害が出ているようですけども。それと、内部の全天候の品物も現状復旧ということであればスーパーXか何かになりますか。答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） まず、工事の範囲でございますが、全天候型のトラックは全面改修という形でございます。それと、弓道場もあり、辺りに亀裂がありますので弓道場周りを施工いたします。それと、運動場の外周にジョギングコースということで長いジョギングコースがつくってございますが、こちらのほうも亀裂等がありますので、そちらも合わせた形での災害復旧という形で予算計上をしております。材質については、ウレタンの樹脂で施工するという形で設計のほうは上げておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 現在が北と南のほうで高低差が今度の地震で出ていたということなんですけれども、そこらの処置あたりも一緒にやられるということですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 当然、地震の影響で中のフィールドについてはかなり高低差が出ております。今現在が3種公認の基準に照らし合わせた施工が以前してありましたので、今回の改修施工につきましては、3種公認に合うような施工を取りますので、当然ご指摘のような勾配、不陸がある部分は完全に基準に収まるような形の施工を予定しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 観光あたりで合宿に来られる方々も大変多くなると思います、改修されればですね。現状が、今、赤いさび色といますか、ああいうタータンなんですけれども、今、全国的に見るとブルーが非常に多くなっているの、災害前と同等ということであればですね、同じ色になるかと思えますけれども。それと、このスーパーXだったら、大体何年に1回ぐらいの改修を考えておられますかね、行政のほうでは。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 改修につきましては、利用頻度等でかなり差が出てくるかと思いますが、全天候型の競技場につきましては、一般的に8レーンから9レーンございますが、どうしても1レーン、2レーンの消耗が非常に高くなるということで、1レーン、2レーンにつきましては、やはり頻度そのものによっては5、6年、7、8年では変えなければなら

いような状況があるかと思いますが、基本的には10年ぐらいは持てるものと考えております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

私のほうからは、入札率と財源内訳をお聞きします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 私のほうから、落札率を申し上げます。50.4%です。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今、ちょっと手持ちのほうがございますので、詳細の数字がちょっと申し上げられませんが、12月の予算で計上させていただいた大まかな額で言いますと4億円ほどを予定いたしておりましたので、3分の2程度が補助、それから補助対象の残りの部分で起債を入れて、一般財源を2,000万円ほどという形での予算組をしていたということで、数字のほうはちょっと定かではございませんが、大枠としてはそういったところでの予算計上でございました。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 50.4%ということですけど、何か原因がわかりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 今回、10社ほど指名をいたしまして、7社が応札に応じております。50%台が3社、60%台が1社ありましたが、一応阿蘇市が決める低入札の基準価格に抵触いたしましたので、入札が終わった時点では保留としておりました。その後、事情聴取というのをを行います。果たしてこの金額でちゃんとした施工ができるのかというのを踏まえました事情聴取を相手方を呼んで、こちらは財政課と発注元の教育部、それと技術的な面がありますので、建設課からの2人で受けまして、いろいろ事情聴取、資材とか、施工方法とか、そういうのを聞きまして、これなら施工ができるという形でございますので、なぜ50.4%になったかということに対しては、特に理由はございません。この金額で施工できるという形で判断をいたしております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がなしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 10 号 同意第 1 号 阿蘇市監査委員の選任について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 10、同意第 1 号「阿蘇市監査委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました同意第 1 号、阿蘇市監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

阿蘇市監査委員の任期満了、平成 29 年 3 月 31 日となっておりますが、任期満了に伴い阿蘇市監査委員を選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるところでございます。

選任しようとする者につきましては、佐伯和弘氏でございます。再任ということになります。経歴につきましては、12 ページのほうに書いてありますが、任期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間としているところでございます。

ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 佐伯先生、素晴らしい方だと思いますが、任期がえらく長いと思います。周りの町村も監査というのはこんなに長いのか。代わりになるような素晴らしい方がまだ見つけ出せないのか。その 2 点について、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問でございます。他自治体の監査委員の任期といえますか、最長どのくらいあるかということについて、あまり調査したことがございません。それから、監査委員の任命につきましては、現在の佐伯監査委員さんが特段今までの監査の実績等につきまして問題があったということはありませんので、引き続きお願いしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、同意第 1 号、監査委員の選任について、採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がなしと認めます。従って、同意第 1 号、阿蘇市監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

追加日程第 11 同意第 2 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 11、同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました同意第 2 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の任期満了、平成 29 年 3 月 31 日でございますが、任期満了に伴い、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。

選任したい者につきましては、塚本武敏氏でございます。再任となります。経歴については、14 ページのほうに書いてあるところでございます。任期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間としているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、同意第 2 号について、採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がないものと認めます。従って、同意第 2 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求めるとは同意することに決定いたしました。

追加日程第 12 同意第 3 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 12、同意第 3 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました同意第 3 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の任期満了、平成 29 年 3 月 31 日でございますが、任期満了に伴い、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。

選任したい者につきましては、江藤龍二氏でございます。新任となります。経歴につきましては、16 ページのほうに記載しているとおりでございます。任期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間としているところでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 3 号について、採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がないものと認めます。従って、同意第 3 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件は同意することに決定いたしました。

追加日程第 13 同意第 4 号 阿蘇市教育委員会委員の任命について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 13、同意第 4 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました同意第 4 号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、阿蘇市教育委員会委員の任期満了、平成 29 年 3 月 31 日になります。任期満了に伴い、阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任命したい者は、和田七男氏でございます。再任となります。経歴については、18 ページに記載のとおりでございます。任期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとしているところでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、同意第 4 号について、採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がないものと認めます。従って、同意第4号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、同意を求める件は同意することに決定いたしました。

追加日程第14 同意第5号 阿蘇市教育委員会委員の任命について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第14、同意第5号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」「阿蘇市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました同意第5号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、阿蘇市教育委員会委員の任期満了、平成29年4月30日となっております。任期満了に伴い、阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

任命したい教育委員につきましては、工藤重行氏でございます。新任となります。経歴については、20ページに記載のとおりでございます。任期につきましては、平成29年5月1日から平成33年4月30日までの4年間となっております。

ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 五嶋です。

新任ということですから、前任者がどなたか辞められて新任ということですか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 前任の教育委員さんは、日吉純夫委員でございまして、もう長くされて、高齢でございますので、一応交代をさせていただきたいということで申し出がありましたので、今回交代をお願いいたしました。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今、教育委員会の人数と構成、バランスですね、例えば校長出身とか、教育出身、農業出身とか、保護者代表とか。そのバランスはどうなっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 現在、教育委員は4名でございまして、校長経験者が2人、それから教頭経験者が1人、保護者代表が1人でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第5号について、採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がないものと認めます。従って、同意第5号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、同意を求める件は同意することに決定いたしました。

追加日程第15 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第15「選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員には、佐藤照司君、古閑慶助君、家興利昭君、倉本健吉君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名しました方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました、佐藤照司君、古閑慶助君、家興利昭君、倉本健吉君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、岩下二夫君、下田英雄君、草尾幸隆君、岩下哲郎君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました、岩下二夫君、下田英雄君、草尾幸隆君、岩下哲郎君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

ただ今当選されました選挙管理委員会委員及び補充員の方々の名簿を配布いたします。

〔名簿配布〕

○議長（藏原博敏君） なお、ただ今選任、任命同意並びに推薦決定をいただきました方々のご紹介につきましては、日を改めて行うことにいたします。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

平成29年第1回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶を申し上げます。第1回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今回定例会は3月3日開会以来、本日まで15日間にわたり提案されました平成29年度予算をはじめ、諸議案について終始、そして極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことは、ひとえに皆様方、執行部の皆様方のご同慶に存する次第であります。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたり、各常任委員長報告をはじめ、今会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、更に一層の熱意と努力をされますよう心から希望を申し上げる次第であります。

終わりにりましたが、終始議会運営にご協力をいただきました各議員並びに執行部各位のご協力に対し、心からお礼を申し上げます、閉会の言葉といたします。

なお、閉会後は執行部のほうから、平成29年3月末日をもって退職をされます部課長、並びに後任の職員の紹介の申し出がありますので、これを許したいと思います。

また、その後は全員協議会を開催しますので、ご出席をお願いいたします。ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

これをもって、本定例会を閉会いたします。

午後2時13分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 28 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員